

TeamOn for SAKURA 約款

第1条（約款の適用）

1. この TeamOn for SAKURA 約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が別途定める基本約款（以下、「基本約款」といいます）に基づき定められ、当社が提供する基本サービスとしての「TeamOn for SAKURA」（以下、本約款において、「本サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたり、本約款、基本約款および利用中対象サービス（第8条第1項に定義されます）のサービス別約款であるレンタルサーバサービス約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービス（TeamOn for SAKURA）は、スケジュール管理、プロジェクト管理、タスク管理およびファイル共有等の管理共有機能ならびにチャットおよびビデオチャット等のコミュニケーション機能等を有する業務効率化サービスです。
2. 本サービスは、第三者である株式会社フレクシオンコンサルティングが開発し権利を有するものであり、当社は本約款に基づき、利用者に対し、利用者が自ら用いることを目的として本サービスを使用する、非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾します。
3. 当社は、さくらのレンタルサーバサービス、さくらのマネージドサーバサービスおよびさくらのメールボックス（それぞれレンタルサーバサービス約款に定義されます）のいずれかのサービス（ただし、さくらのレンタルサーバ リセール向けサービスは除くものとし、以下、「対象サービス」といいます）の利用者に対し、本サービスを提供します。
4. 本サービスの内容の詳細は、当社ホームページ上の本サービスの説明を行うウェブページ（以下、「本サービスページ」といいます）において定めるとおりとします。

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスは対象サービスの利用者のみが申し込むことができるものです。ただし、対象サービスの初回料金の支払いが完了するまで、本サービスの申込みを行うことはできないものとします。
2. 基本約款第5条第1項の定めにかかわらず、本サービスの利用申込みは、当社が対象サービスの利用者のアカウント毎に割り当てているコントロールパネル（以下、「コントロールパネル」といいます）内に表示している本サービスの申込画面（以下、「申込画面」といいます）に対象サービスの利用者が必要事項を記入の上、当該申込画面を

当社に送信することにより行われるものとします。

3. 基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、本サービスに係る利用契約は、前項の利用申込みが当社に到達したとき（対象サービスの利用者が必要事項を記入の上送信した申込画面を当社が受信したとき）に成立するものとします。
4. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本サービスの提供は、前二項により利用契約が有効に成立した日から開始され、同日をもって利用開始日とします。
5. 本サービスの機能をすべて利用するためには、利用者は、利用開始日以降に本登録の手続きを行う必要があります。本サービスの本登録の手続きは、申込画面に対象サービスの利用者が必要事項を記入の上、当該申込画面を当社に送信することにより行われるものとし、当該申込画面を当社が受信したときに本登録が完了するものとします。
6. 利用開始日から当社が別途定める期間はお試し利用期間とし、本登録が完了するまでは本サービスの機能の一部（詳細は別途本サービスページに定めるものとします）が制限されるものとします。
7. お試し利用期間が終了したにもかかわらず利用者が本登録を行わなかった場合、本登録が完了するまでは、管理者ユーザ権限を除きその他の本サービスの機能の利用はできないものとします。またこの場合、管理者ユーザ以外のユーザの設定および利用者が本サービス用設備に格納した本サービスに関する利用者データ（基本約款第18条第2項に定義される利用者データを意味し、本サービスを利用して投稿または編集された文章、画像、映像等を含みますが、これに限りません。以下同じです。）のうち管理者ユーザ以外のユーザが格納したものはすべて削除され、その後本登録を完了しても復元することはできないものとします。

第4条（利用料金）

1. 基本約款第13条第2項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本サービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の末日までに支払うものとします。ただし、利用開始日から本登録を完了するまでの期間の本サービスの利用料金は無償とします。
2. 当月の料金は、当該月に利用者が本サービスに登録している利用ユーザ数（以下、「登録利用ユーザ数」といいます）に基づき算出するものとし、利用者が当該月内に登録利用ユーザ数の増減を行った場合、当月内で最も登録利用ユーザ数が多かった時点の登録利用ユーザ数に基づき算出するものとします。
3. 本サービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第1号（振込み）または第3号（クレジットカード払い）の方法に限るものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、当月の料金が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。

第5条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本サービスの最低利用期間はないものとします。

第6条（著作権等）

1. 本サービス、本サービスに係るソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます）およびマニュアル等（次条に定める「ご利用ガイド」を含みますが、これに限りません。以下同じです。）本ソフトウェアに関連する一切のドキュメントに関する特許権、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含むものとし、以下同じです。）、ノウハウその他の知的財産権は株式会社フレクシオンコンサルティングに独占的に帰属するものとします。
2. 利用者は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをしてはならないものとします。

第7条（サポート等）

1. 本サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、本サービスの基本的な利用方法等については、株式会社フレクシオンコンサルティングが提供する「ご利用ガイド」等を利用者が直接参照する必要があります。

第8条（原利用契約との関係）

1. 利用者が、基本約款第10条に基づき、利用中の対象サービス（以下、「利用中対象サービス」といいます）に係る利用契約であって、本サービスに係る利用契約とアカウントが同一である契約（以下、「原利用契約」といいます。）上の地位または権利の全部または一部を第三者に譲渡等した場合、本サービスに係る利用契約上の地位または権利は当該譲渡等と同時に当該第三者に移転するものとします。
2. 原利用契約が理由のいかんを問わず終了した場合、本サービスに係る利用契約は同時に終了するものとします。
3. 原利用契約に係る利用中対象サービスの提供が理由のいかんを問わず一時停止または中止した場合、本サービスの提供も一時停止または中止するものとします。
4. 当社は、前二項に基づく本サービスに係る利用契約の終了または本サービスの一時停止もしくは中止により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。ただし、基本約款第32条第2項ただし書きに該当する場合は、同項に従うものとします。

附 則

第 1 条（適用開始）

この約款は、平成 29 年 5 月 17 日に制定され、同日より適用されます。

※「Team On（チームオン）」は株式会社フレクシオンコンサルティングの日本における登録商標です。